

## 高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域生活支援総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域

### (補助目的)

第3条 県は、地域と市町村とが一体となって、過疎・高齢化により地域の活力が著しく衰退している中山間地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

#### (1) 生活用水確保支援事業

中山間地域で地域住民が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整えるため、飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくり（以下「生活水の確保」という。）に必要なハード事業又はソフト事業

#### (2) 移動手段・物流確保支援事業

中山間地域における買い物、通院等地域住民の生活を支える生活用品及び移動手段の確保並びに将来にわたる持続可能な人流・物流サービスの確保を図るため、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する買い物支援及び地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入若しくは維持又は貨客混載の導入に必要なハード事業又はソフト事業

ア 生活用品確保等支援

イ 移動手段確保支援

ウ 貨客混載推進

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認めるハード事業又はソフト事業

2 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率、補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表第1(3)(エ)を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 第3条に規定する補助目的(以下「補助目的」という。)を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業を予定の期間内に完了することができない場合であって、当該補助事業の完了が翌年度に渡る場合は、あらかじめ別記第2号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。
- (9) 別表第1(1)の事業において、本格的に事業を実施するために車両の購入又は店舗設備を取得した場合には、原則として取得した年度から起算して5年間は、地域の見守り活動等の取組を複合して実施することとし、補助目的に合致した活用を行うこと。
- (10) 別表第1(1)の事業において、配達、宅配（買い物代行を含む。）又は農産物の出荷代行等の事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。この場合において、手数料の率については、補助事業者において定めるものとする。

#### （補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

#### （補助事業の重要な変更、中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第3号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
  - (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
  - (3) 補助事業の施行箇所の変更
  - (4) 補助金額の増額
  - (5) 補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金の減額（生活用水確保支援事業のみ変更見込み額が50万円未満の減額を除く。）又は200万円以上の減額の変更。ただし、移動手段確保支援事業における自家用有償旅客運送運転者資格取得講習会の受講料に係る補助金の減額を除く。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更
- 2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業実施期間の延長)

第 11 条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であって、かつ、前条に該当しない場合は、別記第 4 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 12 条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、市町村等が実施主体で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 7 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、市町村等が事業実施主体で、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 8 号様式による契約状況総括表（年度終了報告）を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第 9 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額である場合は、この限りでない。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。

(4) 補助目的として包含できる補助目的に合致する活用ができなくなったとき（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）。

(5) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

2 補助事業者は、第 1 項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 20 日から施行する。

2 第 6 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱は、平成 34 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号、第 13 条第 4 項、第 16 条、第 17 条並びに第 19 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。